

議案第 79 号

工事請負契約（武庫川新橋耐震補強工事（その 1））の変更契約の締結について

資料 1 工事請負契約（武庫川新橋耐震補強工事（その 1））の変更契約の締結について

1 工事請負契約変更の経緯

本工事は 1993 年に架橋した武庫川新橋（宝塚市美幸町地内）の橋脚を鉄筋と新しいコンクリートを打ち足して断面を大きくし、耐震性や強度、耐久性を高める工事です。本橋は市内の武庫川両岸地域を接続する 4 橋のうちの 1 橋で、災害発生時には直後の避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のため、緊急車両の通行を確保することから市指定の緊急輸送路に指定されています。

武庫川中央付近に本市と伊丹市の行政区域界があることから、P2 橋脚から西側を本市、東側を伊丹市が管理しています。2024 年度には伊丹市と共同で管理区分界にある P2 橋脚の耐震補強工事を行い、2025 年度から本市が単独で管理している P1 橋脚の耐震補強を行うため本工事に着手しました。

（当初契約）

令和 7 年（2025 年）8 月 7 日 99,783,200 円で契約。

（第 1 回変更契約）

令和 8 年（2026 年）1 月 9 日 107,614,100 円（7,830,900 円増額）で変更契約。

地表面から深さ 2m まで掘削を進めたところで掘削面が崩れ出したことから、当初設計での法勾配 1:0.8（約 51 度）を 1:2.0（約 26 度）まで緩め、中腹に小段（平坦な部分）を設ける方法に変更した。

（第 2 回変更契約）

令和 8 年（2026 年）3 月 31 日 108,885,700 円（1,271,600 円増額）で変更契約。

掘削面の状況が改善しなかったため、発注者から受注者に対して、工事の方針について検討する期間を設けるため、令和 7 年 12 月 9 日から令和 8 年 2 月 28 日までの 81 日間の工事一時中止について文書を発出し、工事の方針について受発注者間で協議を進めた結果、鋼矢板による土留め工事を追加する必要があるとの判断に至り、その鋼矢板の設計にかかる費用を追加した。

（第 3 回変更契約）

令和 8 年（2026 年）8 月 17 日 256,667,400 円（147,781,700 円増額）で仮契約を締結。

第 2 回変更契約で設計した鋼矢板による土留め工事の追加、土留め工事の追加に伴う道路土工の変更、一時中止期間の現場維持に関する費用の計上について追加した。

第 2 回変更契約までは議会の議決案件となる契約金額 150,000,000 円を超えていなかったが、第 3 回変更契約で契約金額 150,000,000 円を超えたことから、議決をいただく必要が生じた。

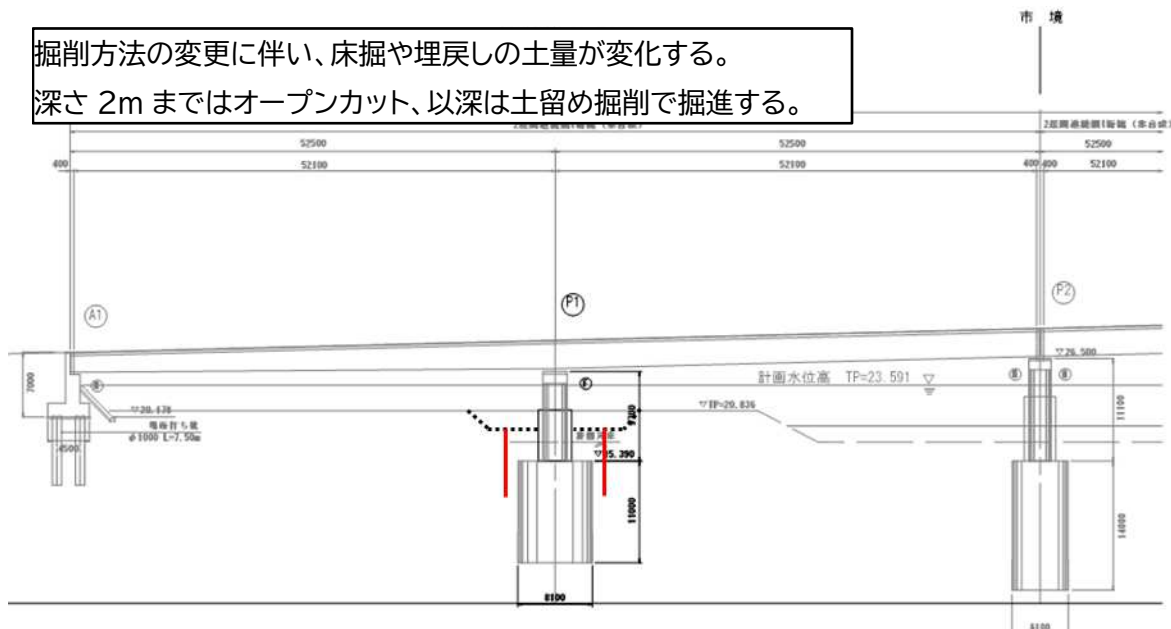
2 第3回変更契約の内容及び理由

(1) 道路土工（床掘、埋戻し）1式（8,928千円増）

掘削方法をオープンカット工法からオープンカット工法と土留め掘削工法の併用に変更する。床掘や埋戻しに係る土量や積算方法に変更が生じるため、増額変更する。

掘削方法の変更に伴い、床掘や埋戻しの土量が増加する。

深さ 2m まではオープンカット、以深は土留め掘削で掘進する。



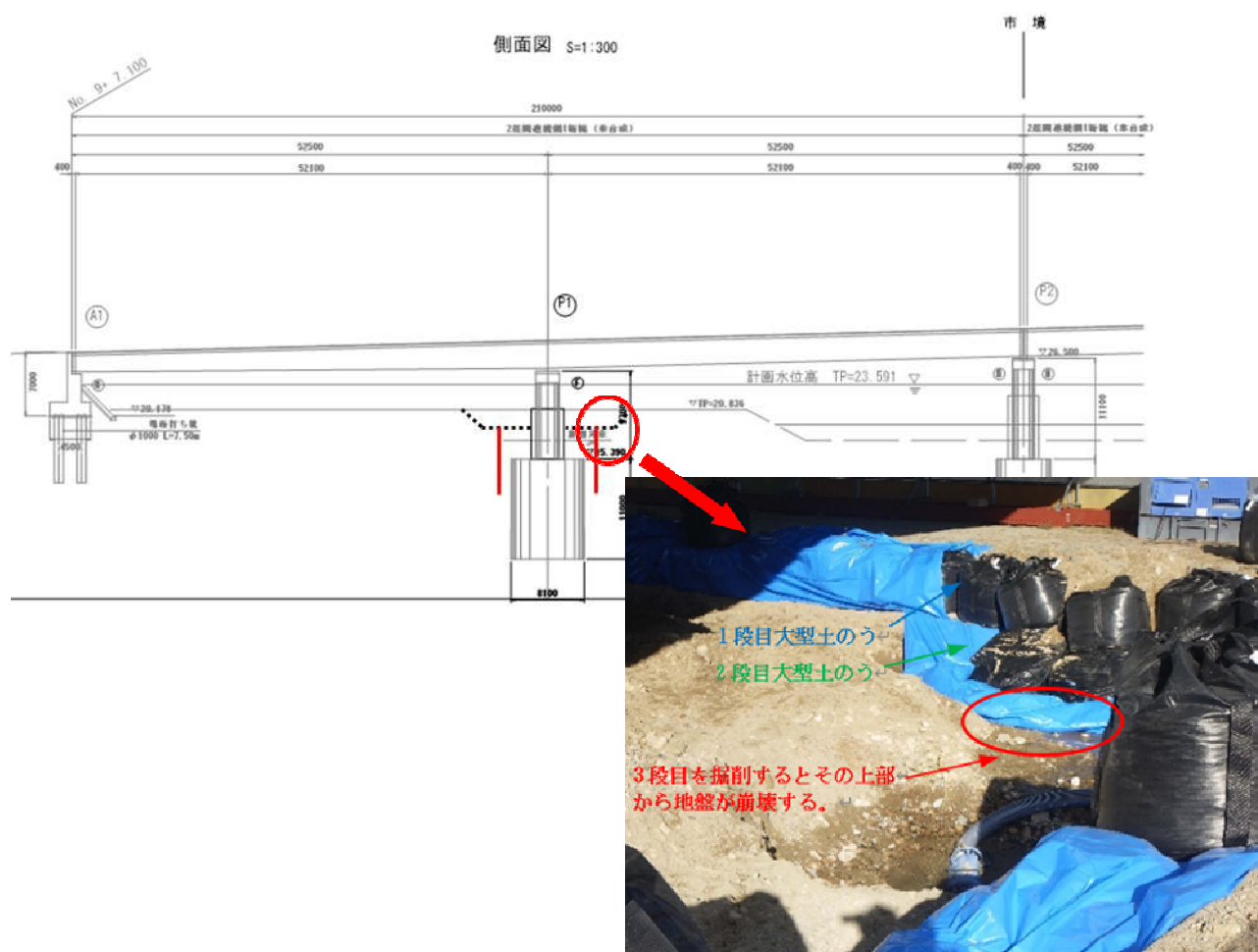
	変更前	変更後
床掘	全てオープンカット	オープンカット＋土留め掘削
埋戻し	幅 4m 以上	幅 4m 以上（オープンカット部）＋ 幅 1m 以上 4 未満（土留め掘削部）

※オープンカット：土壌の安定勾配を利用して、土留め壁を設置せずに地表面から順に掘り進めていく工法。

※土留め掘削：地面を深く掘削する際、周囲の土砂が崩れてきたり流れ出したりするのを防ぐ土留め壁を設置しながら、安全に土を掘り進める工法。

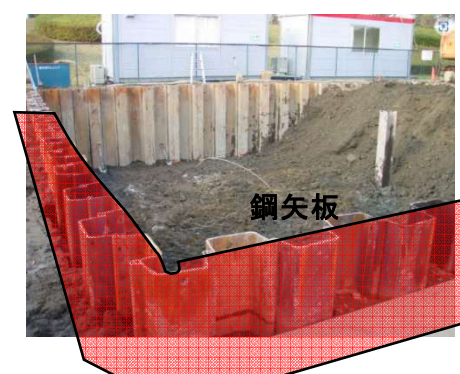
(2) 仮設工（鋼矢板工） 1 式（134,547 千円増）

オープンカット工法のみでは掘削面が崩壊し安全に作業を進めることが困難で影響範囲が河川護岸に及ぶことから、鋼矢板による土留め工事を追加したため、増額変更する。



※1 鋼矢板工

鋼矢板は、地盤を掘削する際に周囲の土砂崩れや水の流入を防ぐために使用されます。鋼矢板（スチール製の板材）を専用の機械で打ち込み、両隣の部材を噛み合わせて一体化し土圧に対抗させ、掘削背面土の崩壊を防止させます。



本工事では、橋梁の桁下での施工となることから、桁下空間が狭く鋼矢板の打ち込み空間を確保するため深さ 2m まではオープンカット工法により掘削し、深さ 2m 以深は鋼矢板（短い鋼矢板を継ぎながら打ち込む）による土留め工事を併用し掘削することになります。

(3) その他 1 式 (4,306 千円増)

掘削方法の見直しのため工事を一時中止した。この一時中止期間中の現場維持等に要する費用が発生したため、増額変更する。

掘進困難で作業中止となったことから、工事の方針の検討に時間を要するため、建設工事請負契約書第 20 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 12 月 9 日付けで市から受注者に対し、令和 8 年 2 月 28 日まで工事の一時中止についての文書を発出しました。

その後、市及び受注者間での協議により、工事の方針が決定したことから、建設工事請負契約書第 23 条の規定に基づき、令和 8 年 2 月 24 日付けで令和 8 年 3 月 1 日からの工事の再開等についての文書を発出しました。

工事の一時中止期間は令和 7 年 12 月 9 日から令和 8 年 2 月 28 日までの 81 日間であり、この間についても、現場を維持管理するための費用が発生したため、受注者から建設工事請負契約書第 20 条の規定に基づき、作業ヤードへの侵入防止用フェンス、排水ポンプ等の仮設材、バックホウ等の重機のリース料、また現場代理人と主任技術者を維持するための人件費、水道光熱費、現場事務所の維持に係る費用について請負代金額の変更についての申し出があったことから、増額変更する必要が生じました。